平成24年5月11日

各　位

会 社 名　　ネットワンシステムズ株式会社
代表者名　代表取締役　社長執行役員　吉 野　孝 行
（コード:7518　東証第1部）
照 会 先　　取締役　執行役員　片 山　典 久
本リリースに関する問い合わせ先
広報・IR室長　武 藤　英 之
（TEL.03－5462－0803）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月11日開催の取締役会において、定款の一部変更の承認を求める議案を平成24年6月14日開催予定の第25回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役として有能な人材の招聘を容易にし、また、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約の締結を可能とする旨の規定として、定款第24条第2項及び第32条第2項を新設するものであります。

なお、定款第24条第2項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 日程

取締役会決議日	平成24年5月11日（金）
株主総会開催日	平成24年6月14日（木）予定
定款変更の効力発生日	平成24年6月14日（木）予定

3. 変更の内容

（下線は変更部分）

現行定款	変更案
第１条～第23条　　＜略＞	第１条～第23条　＜現行どおり＞
第24条（取締役の責任免除） 　本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第１項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令の定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。 ＜新設＞	第24条（取締役の責任免除） 　本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第１項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令の定める範囲内で、取締役の責任を免除することができる。 ２．本会社は、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（会社法第427条第１項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第25条～第31条　　＜略＞	第25条～第31条　＜現行どおり＞
第32条（監査役の責任免除） 　本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第１項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令の定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。 ＜新設＞	第32条（監査役の責任免除） 　本会社は、取締役会の決議（会社法第426条第１項の規定に基づく決議をいう。）によって、法令の定める範囲内で、監査役の責任を免除することができる。 ２．本会社は、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約（会社法第427条第１項の規定に基づく契約をいう。）を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第33条～第35条　　＜略＞	第33条～第35条　＜現行どおり＞

以 上